東海市告示第６８号

令和７年度東海市都市近郊農業施設設置費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市都市近郊農業施設設置費等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、農業者等が投資する園芸用施設及びその付帯施設の整備に対し、助成することにより、農作物の生産性の向上及び経営の安定化を図り、もって東海市の施設園芸の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「農業者等」とは、市内に住所を有する農業者又は農業法人をいう。

２　この要綱において「園芸用施設及びその付帯施設」とは、農業者等が農業生産に供する目的で市内に新たに設置し、又は更新した施設をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、新たに園芸用施設及びその付帯施設を設置し、又は更新した農業者等で、市税を完納しているものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を除く。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、１件につき５０万円以上の費用を要する園芸用施設及びその付帯施設の設置又は更新とし、かつ、令和８年３月３１日までに完了するものでなければならない。

（補助金の額）

第５条　補助金は、１補助対象事業につき当該事業に要する経費の２分の１以内とし、予算で定める額の範囲内において交付する。ただし、補助金額の上限については、補助対象事業費が５００万円以上の場合には１補助対象事業につき１００万円とし、補助対象事業費が５００万円未満の場合には１補助対象事業につき８０万円とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助対象者は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　見積書の写し

⑷　市税の完納証明書

（補助金の変更申請）

第７条　前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第８条　市長は、前２条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（完了届）

第９条　補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して２０日を経過した日又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までに、完了届を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、完了（見込）届を提出しなければならない。

２　前項ただし書の規定により完了（見込）届を提出した補助対象者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに完了届を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第１０条　市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第１１条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

２　補助対象者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第１２条　補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、農作物の生産性の向上及び経営の安定化に努めなければならない。

２　補助対象者は、園芸用施設及びその付帯施設の設置又は更新の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過する日まで、市長の承認を受けないで取得財産を補助金の交付目的に反した使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保としての提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

３　補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する承認申請書を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前３項に定める場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況について調査することができるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記入し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

⑶　暴力団員等であることが判明したとき。

⑷　補助対象事業が国県補助金等の交付の対象となったとき。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。